

■■ NPOマネジメント講座 ■■

インボイス制度・ 改正電子帳簿保存法 を学ぶ



日時

8月18日(木) 14時～15時45分 終了予定

場所

四日市市なやプラザ 会議室1 (四日市市蔵町4-17)

参加
無料

インボイスを交付できるのは、課税事業者だけ？

電子取引の取引情報はデータ保存が必須？

【参加対象】四日市市で
市民活動団体やNPOに参加している人

【申込み方法】(1)お名前、(2)所属団体名、(3)ご連絡先(当日連絡のつく電話番号やメールアドレス)を下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業を営むNPOにとって欠かせない「税の知識」。

今回の講座では、四日市税務署の職員さんをお招きし「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」、「改正電子帳簿保存法」についてご説明いただきます。質疑応答もありますので、NPOの皆さんはぜひこの機会をご活用ください。

第1部：インボイス制度について

開始時間の目安：14時～

制度説明(約30分)、質疑応答(約15分)

インボイス制度とは

適格請求書(インボイス)は、売手が買手に正確な適用税率、消費税額等を伝える書類のことです。買手は消費税の仕入税額控除の適用を受けるために、原則売手からインボイスをもらい、保存する必要があります。売手でインボイスを交付できるのは、発行事業者として登録を受けた課税事業者のみで、免税事業者が登録を受けると課税事業者になり、消費税の申告が必要になります。

第2部：改正電子帳簿保存法について

開始時間の目安：15時～

制度説明(約30分)、質疑応答(約15分)

電子帳簿保存法とは

各税法で保存が義務づけられている帳簿書類については、一定の要件のもと「電子帳簿」や「紙書類のスキャナ」など電磁的記録(電子データ)での保存が可能です。またインターネットや電子メールなどを使った「電子取引」については、一定の要件のもと、請求書や領収書など取引情報に関する電子データを保存する義務があります(令和5年12月31日までの宥恕措置あり)。

お問い合わせ先 四日市市なやプラザ

電話 059-357-1370 / メール info@npo-naya.jp 担当：畑中



ウェブサイトでは市民活動に役立つ情報を掲載しています

<https://www.npo-naya.jp/>